

犬鑑札や 注射済票の紛失	お住いの区の区役所 衛生課で再交付を受けてください。 【再交付手数料】 犬鑑札:1,600円/注射済票:340円
市外・区外への 転出	転出先の担当課に川崎市の犬鑑札を 持参し、変更手続きをしてください。
区内での転居 飼い主の氏名変更 飼い主の変更	お住いの区の区役所 衛生課で変更手続きをしてください。
犬の死亡	お住いの区の区役所 衛生課でお手続きください。
死亡した犬の 死体処理	生活環境事業所に連絡してください。 【手数料】1体 3,000円 ※民間のペット葬儀関係会社については、 電話帳等でお調べください。
市内で 飼い犬が事故を 起こした ※人を咬んだ などの事故	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の方への対応 ー医療機関の受診等 ※刑事上や民法上の責任については、 警察署等の専門機関に御相談ください。 事故のあった区の区役所 衛生課への届出 ー事故の再発防止のため、 動物愛護指導員が調査します。 飼い犬の狂犬病鑑定 ー動物病院で狂犬病鑑定を 受けさせてください。
飼い方相談 アニマルフレンドコール 公益社団法人 川崎市獣医師会	昼間 044-744-1482 ※月～金(祝日除く) 午前10時～正午 午後1時～午後4時 夜間 044-819-8571 ※年中無休 午後9時～午前0時

連絡先一覧

川崎市内の主な関係行政機関と受付時間

受付時間

区役所衛生課 月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く)
動物愛護センター 日曜日～木曜日
午前8時30分～正午、午後1時～5時

	電話番号
川崎区役所 衛生課	044-201-3223
幸 区役所 衛生課	044-556-6681
中原区役所 衛生課	044-744-3271
高津区役所 衛生課	044-861-3322
宮前区役所 衛生課	044-856-3270
多摩区役所 衛生課	044-935-3306
麻生区役所 衛生課	044-965-5164
動物愛護センター(ANIMAMALL かわさき)	044-589-7137
健康福祉局保健所生活衛生課	044-200-2447

(令和3年10月作成)

「川崎市動物愛護基金」への寄附募集中

動物愛護センターに収容された動物たちの飼育環境の充実や譲渡・ボランティア活動の支援等に活用するため、動物愛護事業への寄附をお願いしています。

皆さまの御協力をよろしくお願いいたします。

①川崎市ふるさと納税で ※クレジットカードで納付できます。

②口座振込で ※税の優遇措置の対象外です。
(カワサキシドウブツアイゴキキンキフキンコウザ)

受取人口座名義 **川崎市動物愛護基金寄附金口座**

込先銀行名 **横浜銀行 川崎支店**

口座番号 **普通預金 6183081**

③物品で
※お受けできない物品もございますので、動物愛護センターにお問合せください。

【寄附に関するお問合せ先】

動物愛護センター(ANIMAMALL かわさき)

住所 川崎市中原区上平間 1700-8

電話 044-589-7137

FAX 044-589-7138

川崎市 動物愛護基金 検索

飼い犬のしおり

自宅保管用

この冊子に、交付された犬鑑札や注射済票番号を記録できます。また、犬鑑札・注射済票を装着した後も、飼い主の遵守事項や事故発生時の対応など、重要な情報が記載されておりますので、大切に保管してください。



金属製、銀色

犬鑑札 番号

登録手数料3,000円(初回登録時のみ)
登録の証明ですので、交付された鑑札は
必ず犬に装着してください。



金属製
令和4年度は黄色

注射済票 番号

交付手数料550円(毎年度)
毎年4月～6月に狂犬病予防注射を受けさせた後に、**必ず犬に装着**してください。



シール 銀色

犬標識

家の門や扉などの見やすい場所に貼ってください。

狂犬病予防

狂犬病は人も含めた全ての哺乳類が感染する病気です。**発症時の致死率はほぼ100%**で、世界で年間数万人が亡くなっている恐ろしい病気です。

人への感染原因のほとんどは犬に咬まれることによるものであるため、**犬に狂犬病予防注射をすることが**、狂犬病のまん延を防ぐ上で重要なことであり、**狂犬病予防法で飼い主の義務**とされています。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の飼い主は、犬が生後90日を過ぎたら、登録し、年に一度、狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。また、登録等を行った後に交付された犬鑑札及び注射済票は必ず飼い犬に装着しておかなければなりません。

飼い犬が行方不明になったら・・・

まず、家の周囲やいつもの散歩コースを捜してください。また、下記あて、速やかに連絡し、飼い犬の情報がないか確認しましょう。

- ・お住いの区の区役所衛生課
- ・動物愛護センター
- ・警察署

飼い犬が行方不明になったときのためにも、マイクロチップ、又は首輪などに迷子札、犬鑑札・注射済票を装着してください。飼い犬が保護された場合には、その情報から飼い主へ連絡することができます。

雷や花火等の大きな音に驚いて逃げることがありますので、十分注意してください。

犬を10頭以上飼う場合は

化製場等に関する法律の規定により、許可が必要で、お住いの区の区役所衛生課まで御相談ください。

マイクロチップの装着

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、飼い犬や猫へのマイクロチップの装着、所有者情報の登録が努力義務となります*。また、マイクロチップ装着済の犬や猫を譲り受けた場合は、登録情報の変更が義務付けられます。マイクロチップの埋め込みは、動物病院に御相談ください。

狂犬病予防法の特例措置に関しては、お住いの区の区役所衛生課までお問合せください。 ※令和4年6月1日施行

◎マイクロチップとは？

マイクロチップは、皮下に埋め込む小さな電子標識器具です。専用の器具で番号(15桁)を読み取り、データベースに照合することで身元が判明します。



迷子や地震などの災害等で、飼い犬と離ればなれになっても、マイクロチップを装着し、情報を登録(更新)しておくことで、保護された際には、すぐに身元確認を行うことができます。

ペットの災害対策

近年、人だけではなくペットの災害対策にも関心が高まっています。日頃からペットの災害対策について考え、災害に備えましょう。「日常のしつけとマナー」や「防災用品」などについて掲載した「ペットの飼い主のための防災手帳」を各区役所衛生課などで配布しています。

また、風水害時には、ペットを避難所に連れていくことができます。(ケージ、餌、水などの持参などの一定の要件があります。)



川崎市 ペット 災害 検索

正しく飼うためには

不適切な犬の飼い方により迷惑に感じている方からの相談が多数寄せられています。主な内容は、**①糞尿の始末 ②吠え声 ③放し飼い**に関するものです。

川崎市では、「川崎市動物の愛護及び管理に関する条例」で飼い主の遵守事項を規定しています。人も動物も暮らしやすい社会のために、飼い主一人一人が責任を持って犬を飼うことが重要です。

▼飼う上での大前提

- 一度飼った動物は最後まで飼う(終生飼養)
- 万が一飼えなくなった際は、まず自分で次の飼い主を探す
- 迷惑をかけずに飼えるよう、飼い犬をしつける

▼自宅では・・・

- 自宅敷地の外へ出ないように飼育管理する
- 吠え声などで周辺に迷惑をかけないようにする
- においや昆虫などが発生して迷惑がかからないように清潔にする

▼散歩や運動の時には・・・

- 丈夫な綱やリード、鎖でつなぎ、決して放さない
- トイレはなるべく自宅で済ませる(自宅でトイレが出来るようしつける)
- 外でトイレをしたときのために、尿を流す水と、糞を持ち帰る袋を必ず持っていく

動物が苦手な人にも配慮して

犬を飼いましょう